

オープンデータに係る政府の取組と 地方公共団体への推進



平成 27 年 7 月 30 日
内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室

IT総合戦略本部について

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

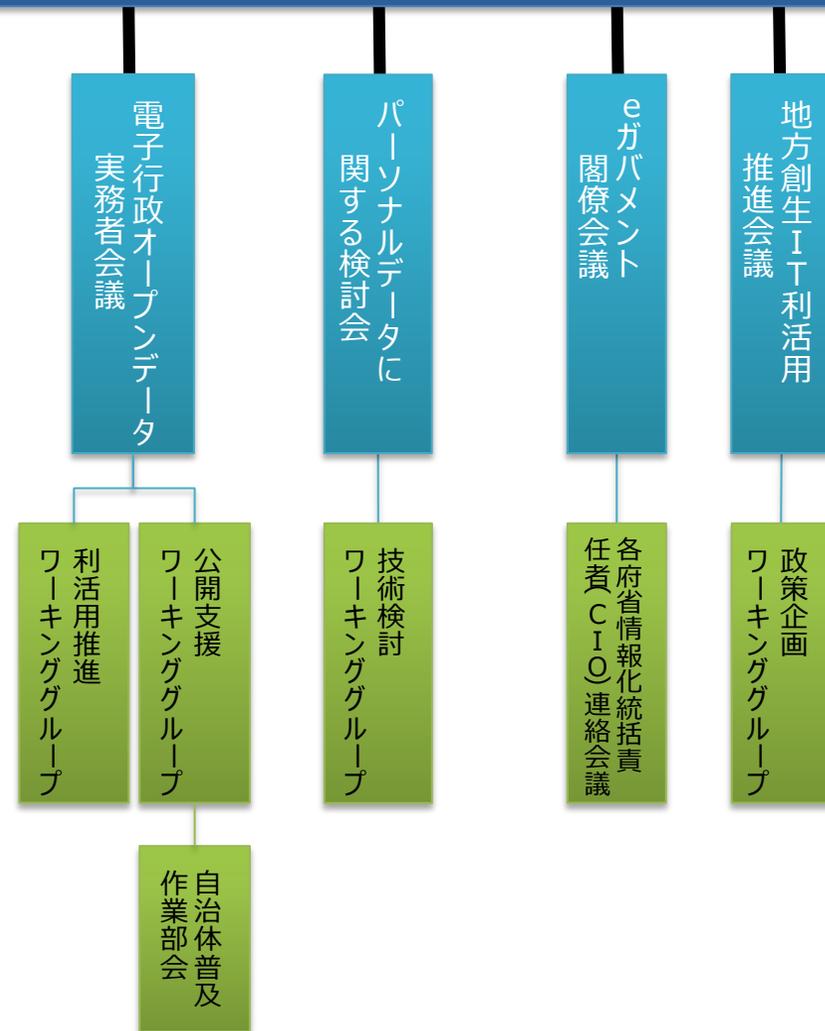
副本部長：情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

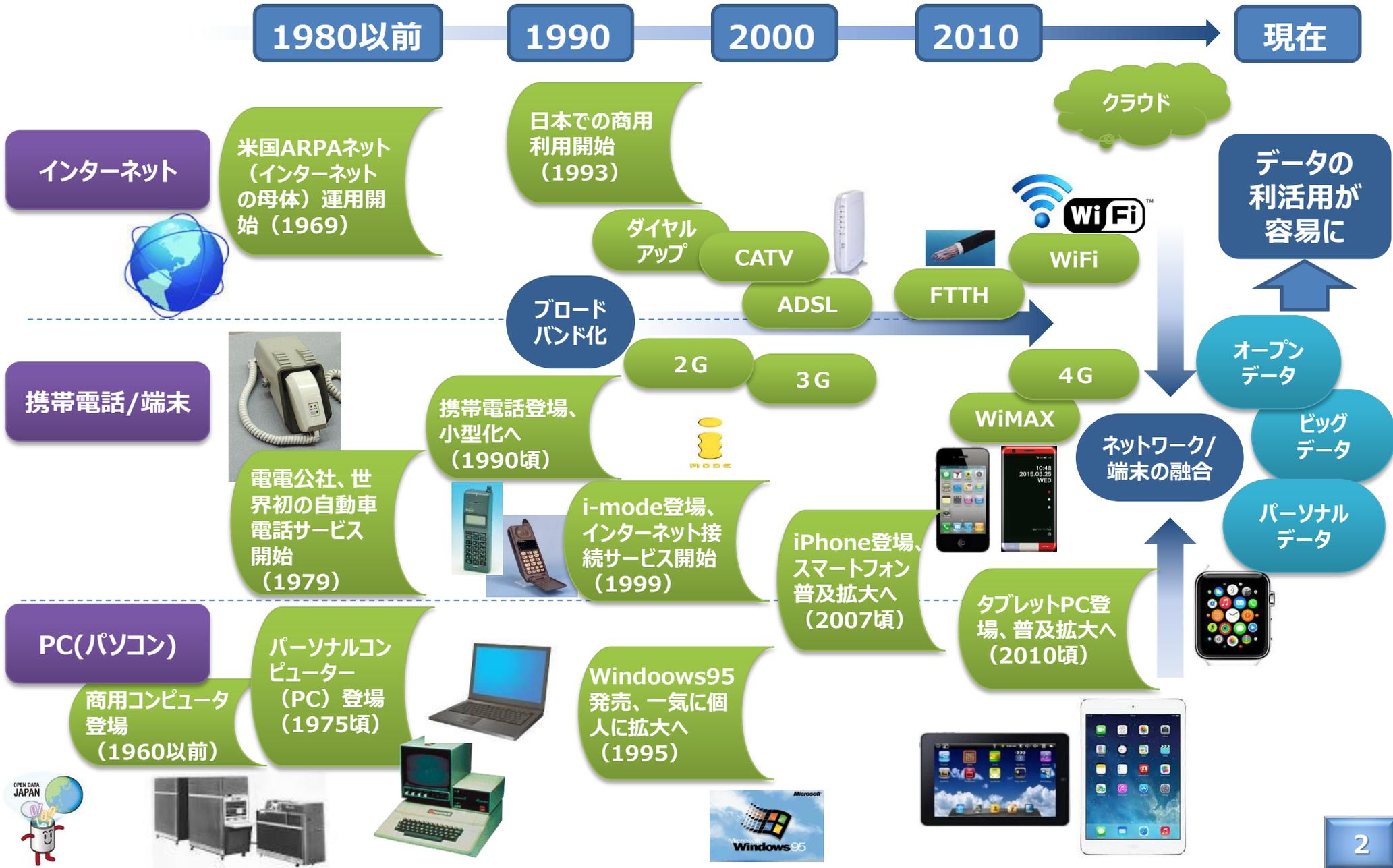
新戦略推進専門調査会

会長：内閣情報通信政策監（政府CIO）

委員：高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者



ICT (情報通信技術) の変遷



ネットワークの対象の拡大

これまでの流れ

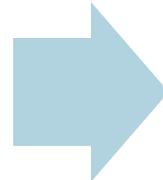
大企業
(産業活動)



中小企業・個人へ
(SNS等につながっていく)

これからの流れ

個人



ものへ(IoT)

IPv4の43億アドレスから、IPv6の340潤（340京の1京倍の1万倍）アドレスとなり、地球上の全てのモノがアドレスを持てる時代に

➡ ありとあらゆる**活動（人・もの）の情報**の流通

➡ ネットが各コンピュータの相互の「単なる情報伝達手段」から、**リアル社会とシームレスにつながる**



ヒト

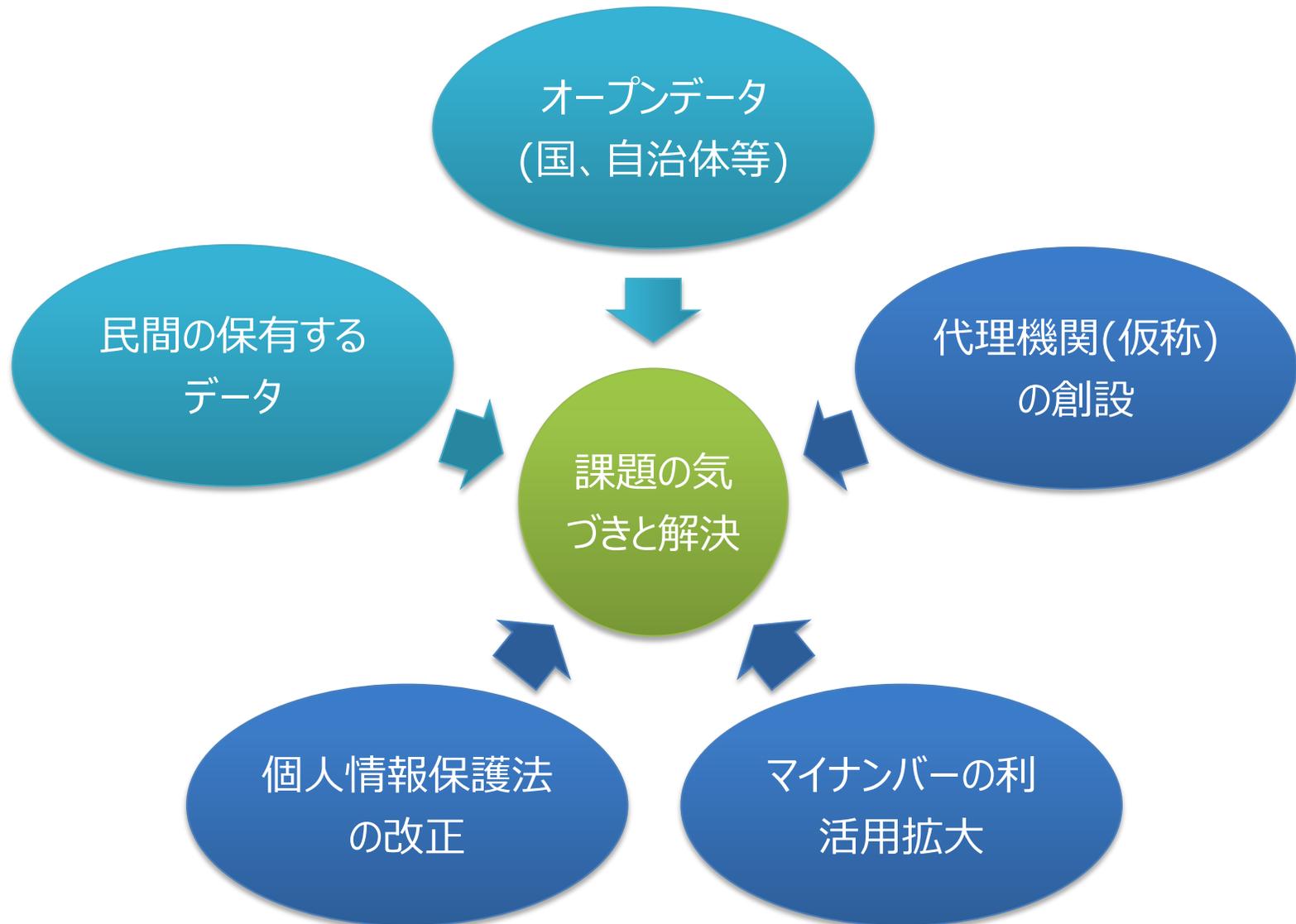
カネ

モノ

情報

現役世代の役割（課題の気づきと解決にITを）

人・もの等のデータをみんなで活用

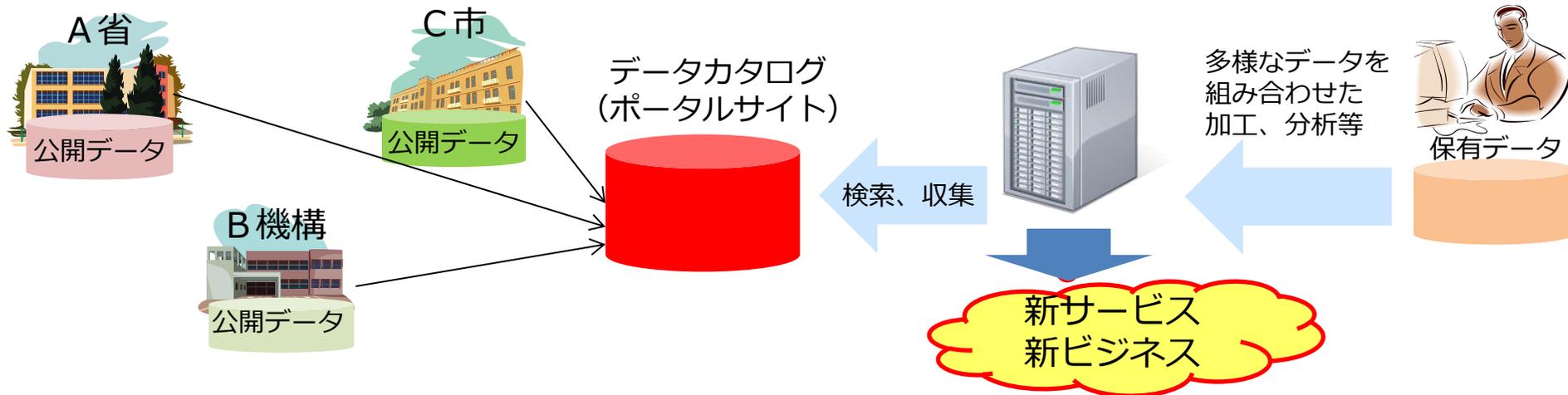


オープンデータとは

公的機関が保有するデータを、民間が編集・加工等がしやすい形で、インターネットで公開
 ⇒ 多様な公共データと民間が保有するデータを組み合わせた新サービス・新ビジネスの創出

国、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等

企業・個人等

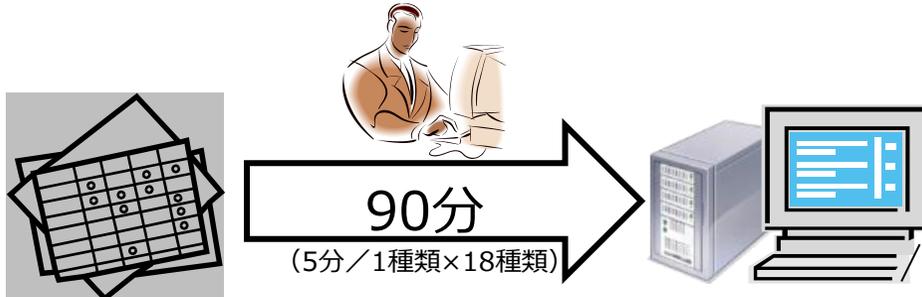


意義	利用例
経済の活性化、新事業の創出	気象、地質、交通その他の観測・調査データのような専門的データを収集・分析したビジネス活用など
行政の透明性・信頼性の向上	補助金や政府支出について、府省、分野、地域、支出先等別の分析など
官民協働による公共サービスの実現	子育て、教育、医療、福祉等の身近な公共サービスの内容、品質等を利用者に分かりやすく示す、災害時に迅速に複数の情報を組み合わせた情報発信など

オープンデータの利点

感染症週報データを地図情報に重ねた「全国感染症マップ」を作成

【機械判読性のないデータ（画像等）の場合】

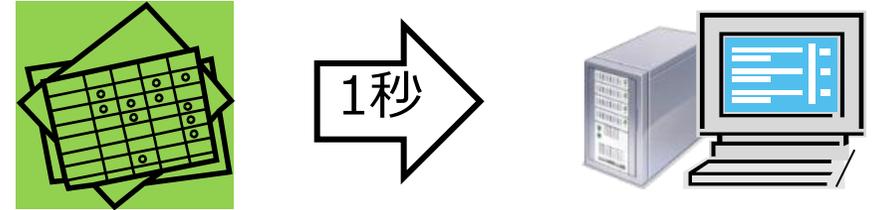


感染症
週報データ

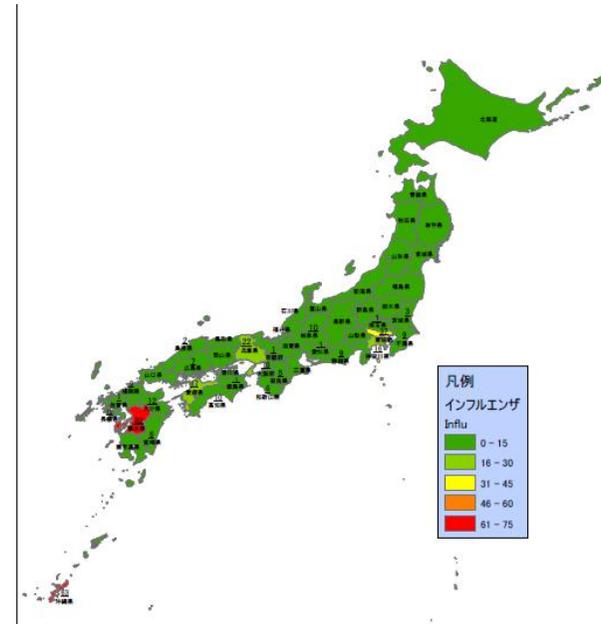
人手によるデータ入力が必要

- 時間がかかる
- 転記ミスの恐れ

【機械判読性のあるデータ（csv形式等）の場合】



- データが自動で連携するため、迅速かつ正確



機械判読性のある
データだから作成が
早い！正確！

オープンデータ取組機運の高まり

震災時の課題

2011年3月の東日本大震災時、企業やボランティア等が行政の保有する避難所、救援物資、交通網の状況等の情報を整理・活用して被災地に提供しようとしたが・・・

- データがPDF等、機械判読しにくい形式で提供されており、二次利用が困難
- 利用規約が不明確で許諾に手間がかかる

課題

諸外国における取組の進展

米国：オバマ大統領がOpenGovernmentに関する覚書を発表、同年ポータルサイトdata.govを開設（2009）
英国：キャメロン首相が「透明性アジェンダ」の発表、同年ポータルサイトdata.gov.ukを開設（2010）
フランス：サルコジ大統領がオープンデータに関する演説、同年ポータルサイトdata.gouv.frを開設（2011）

G8オープンデータ憲章の合意

2013年6月のG8サミットにおいて、オープンデータ憲章が合意。同年10月に各国のアクションプランを作成し、公表することとされた。

「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」決定

国内でのオープンデータ取組の機運の高まり

政府のオープンデータの取組の推進状況

平成24年
7月

「電子行政オープンデータ戦略」

- ・オープンデータの基本原則（積極的な公共データの公開、機械判読可能なデータ形式、営利目的を含む二次利用の促進等）を記載
- ・政府が取組を推進し、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等の取組に波及させる
- ・推進体制として、官民による実務者会議の設置を記載

平成24年12月 電子行政オープンデータ実務者会議設置

平成25年
6月

「世界最先端 I T 国家創造宣言」

- ・特に経済活性化の取組としてオープンデータを位置づけ
- ・データカタログサイトの整備（平成26年度本格運用開始）
- ・2015年度末に他の先進国と同水準の公開の実現を目標

「世界最先端 I T 国家創造宣言工程表」

- ・創造宣言の目標実現に向けた関係府省の中長期的な施策

「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」

- ・当面3年程度を視野に、取り組むべき内容を網羅的に整理
- ・優先的に取り組むべき重点5分野の設定（白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）を整理
- ・二次利用のルールの整備
（機械判読に適したデータ形式のガイドラインも合わせて整備）

平成25年12月 データカタログサイト「DATA.GO.JP」試行版

平成26年
6月

「世界最先端 I T 国家創造宣言」
及び工程表 改定

- ・民間のニーズ等を踏まえたカタログ掲載データの充実、地方公共団体のオープンデータの取組の促進等を追記

「政府標準利用規約（第1.0版）」

- ・各府省ホームページで公開するコンテンツについて、基本的に、出典の記載を条件に二次利用を認める

平成26年10月 データカタログサイト「DATA.GO.JP」本格版



データカタログサイト「DATA.GO.JP」本格版について

平成26年10月1日、データカタログサイト「DATA.GO.JP」の本格運用開始



URL

<http://www.data.go.jp/>

主な機能

① 公共データの横断検索機能

府省が公開しているデータを横断検索できる機能。検索結果から、そのデータに関する説明（メタデータ）を確認でき、府省の公開URLからダウンロードできる。

② 関連の取組のリンク等

利活用の参考にできるよう、政府の方針・決定、公共データ活用事例、府省等のデータベースサイトを紹介。

③ 利用者からの意見受付コーナー

掲載しているデータのデータ形式、現在掲載されていないデータの掲載等に関する意見を受け付ける。

④ 更新情報の通知機能

サイトの新着情報やデータの更新について利用者に通知する。

⑤ メタデータダウンロード機能

複数のデータセットを選択し、メタデータをダウンロードできる。



(参考) 「DATA.GO.JP」における掲載データの概要

グループ別データセット数
(2015年5月28日時点)

グループ	データセット数
総数	13076
行財政	4030
司法・安全・環境	1532
運輸・観光	1421
教育・文化・スポーツ・生活	1213
国土・気象	1196
社会保障・衛生	547
企業・家計・経済	531
住宅・土地・建設	502
情報通信・科学技術	440
鉱工業	362
エネルギー・水	360
人口・世帯	246
農林水産業	245
国際	221
商業・サービス業	136
労働・賃金	84
その他	10

府省庁別データセット数
(2015年5月28日時点)

府省名	データセット数
合計	13076
国土交通省	3211
経済産業省	1512
文部科学省	1331
厚生労働省	1103
環境省	1035
内閣府	812
総務省	748
財務省	745
法務省	556
農林水産省	536
警察庁	407
防衛省	287
金融庁	154
公正取引委員会	130
人事院	124
外務省	123
宮内庁	93
内閣官房	64
消費者庁	57
内閣法制局	37
復興庁	11

言語別リソース数
(2015年3月31日時点)

言語	リソース数
総数	199205
日本語	191695
英語	7411
その他	99

形式別リソース数
(2015年3月31日時点)

フォーマット	リソース数
総数	199205
html	95859
pdf	52841
xls/xlsx	37813
csv	5230
zip	2629
xml	1641
jpeg	1589
txt	291
kmz	196
doc/docx	159
exe	155
kml	116
gif	95
tiff	94
epub	77
lzh	75
mp3	82
png	55
その他	208

※グループには政府統計の総合窓口
e-Statで使用されている分類を使用



(参考) データカタログサイトに登録された言語別リソース数 (登録数は2015年3月31日時点)

	日本語	英語	それ以外	英語比率
国土交通省	22814	533	51	2.3%
経済産業省	30411	3	0	0.0%
文部科学省	14374	100	40	0.7%
厚生労働省	7845	36	0	0.5%
環境省	6738	1812	0	21.2%
内閣府	42875	638	0	1.5%
財務省	6016	0	0	0.0%
総務省	15452	166	0	1.1%
農林水産省	9425	86	2	0.9%
法務省	11880	3573	3	23.1%
警察庁	2381	43	0	1.8%
防衛省	1060	10	2	0.9%
金融庁	1254	0	0	0.0%
公正取引委員会	4753	7	0	0.1%
人事院	7648	0	1	0.0%
外務省	4620	390	0	7.8%
宮内庁	463	0	0	0.0%
内閣官房	153	13	0	7.8%
消費者庁	1158	1	0	0.1%
内閣法制局	287	0	0	0.0%
復興庁	88	0	0	0.0%

データカタログサイトの登録データについて
英語データの比率
10%以上とするか、英語データ数を前年度比60%増とするかのいずれかを目標とする。

(参考) オープンデータに関する主な国際ランキングと日本の順位

	(Global) Open Data Index	Open Data Barometer	Open Data Index
実施組織	Open Knowledge ※2004年に設立。英国に本部を持ち、世界でオープンデータの取組を進める非営利民間団体。日本支部がOpen Knowledge Foundation Japan(略称OKFJ)。	World Wide Web Foundation (ワールド・ワイド・ウェブ財団) ※Webの生みの親であるティム・バーナーズ=リーが2009年に設立した、インターネットの利用を促進する国際団体	World Wide Web Foundation (ワールド・ワイド・ウェブ財団) ※左に同じ
日本の順位 【参考】 ベスト3の国名	19位 (2014年) 【参考】 1位：英国 2位：デンマーク 3位：フィンランド	19位 (2015年) 【参考】 1位：英国 2位：米国 3位：スウェーデン	19位 (2012年) 【参考】 1位：米国 2位：メキシコ 3位：シンガポール
評価の主な基準	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の10分野のWeb公開の状況 ○オープンライセンスの使用状況 ○データの機械判読性の高さ ○無料かどうか ○更新されているか等 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の15分野のWeb公開の状況 ○オープンデータに関する体制 ○オープンデータの経済的・社会的効果等 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の10分野のWeb公開の状況 ○オープンライセンスの使用状況 ○データの機械判読性の高さ ○オープンデータ戦略の有無 ○オープンデータを活用したサービス等の状況

Web Indexとしては継続しており、最新の2014年で日本は19位。当ランキングはWeb Indexからオープンデータに関する項目を抽出したものの。



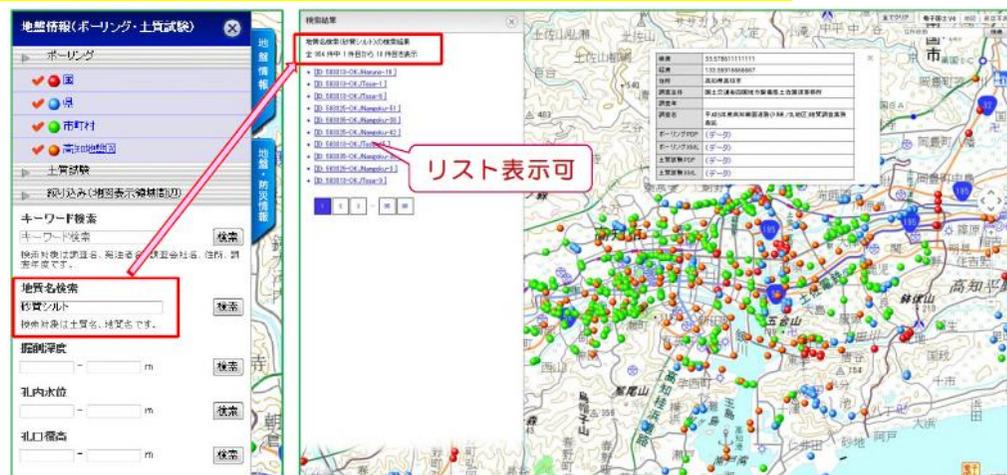
オープンデータの活用事例 1 (こうち地盤情報公開サイト)

国土交通省、高知県、県内各市町(※)が公開しているボーリングデータ等を活用して高知県内の地盤情報をAPI提供

※高知市、香南市、南国市、土佐市、須崎市、中土佐町、黒潮町

各市町域内のボーリングデータが検索可能

こうち地盤情報公開システム ウェブサイト



この他

- ・ボーリング柱状図
 - ・地質断面図
 - ・ハザード情報(土砂災害計画区域、洪水浸水想定図等)
 - ・避難所情報 等
- も検索・閲覧可能

オープンデータの活用事例 2 (5374 (ゴミなし))

自治体のゴミ収集日や分別情報のデータをアプリで提供

日ごとの収集
内容を表示



分別内容の情報が
閲覧可能



※自治体により画面イメージが異なる場合があります

金沢市よりスタートし、広島市、島根県川本町はじめ全国約70自治体に広がりを見せている。

地方公共団体におけるオープンデータの推進

①

- 地方公共団体の取組の参考となるようガイドライン等を策定・公開
(平成27年2月12日)

②

- 新たなオープンデータの方針を策定 (IT総合戦略本部決定)
(平成27年6月30日)

① 地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン及び手引書

地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン

〔平成27年2月12日〕
内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室

スマートフォン・タブレット端末やソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の普及、またモノのインターネット (Internet of Things, IoT) の進展等、情報通信技術は社会インフラとして不可欠なものとなっている。

このような中、膨大で多種多様な情報が流通しており、これらの情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していくことが期待されている。

特に、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する公共データについては国民共有の財産であることから、新たな価値を生み出す上で、国民や企業等が利活用しやすいうように機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下で公開されていくこと (オープンデータ) が求められており、新事業の創出、公共サービスの向上や行政の透明性の確保等が期待されている。欧米の先進国においても同様の観点からオープンデータの取組を推進しているところである。

我が国におけるオープンデータの取組は、平成24年7月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された「電子行政オープンデータ戦略」に基づき推進されてきているところであるが、地方公共団体におけるオープンデータの取組については、先進的な地方公共団体がある一方で、全体としてはまだ一部の地方公共団体が取り組んでいるに過ぎない状況にある。

オープンデータは国のみならず、地方公共団体や民間企業、地域住民が一体となつてその利活用の促進に取り組むことにより、特に、これからの人口減少、高齢社会を迎える中で地方公共団体の保有するデータの活用は地域住民へのサービスの向上、地域経済の活性化等を通じ、地方創生にも資するものと考えられる。この取組によって、結果として我が国全体としてのオープンデータの評価も高めることにつながると考えられる。

また、オープンデータに関する地域のコミュニティ活動の事例¹も増えつつあり、住民参加型の課題解決についての職員や住民の意識改革という観点からも期待が高まっている。

このため、地方公共団体におけるオープンデータを普及拡大する観点から、地方公共団体におけるオープンデータの推進に係る基本的考え方等を整理し、地方公共団体がオープンデータに取り組むに当たっての参考となるよう、「地方公共団体オープン



オープンデータをはじめよう

～ 地方公共団体のための最初の手引書 ～

内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室



本書は、CC-BY 2.1 JP (<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>) にしたがって利用いただけます。

② 新たなオープンデータの展開に向けて

新たなオープンデータの展開に向けて

〔平成27年6月30日〕
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

我が国は、オープンデータ (公共データを機械判読可能な形式で二次利用可能なルールの下に公開すること) を推進する観点から、その基本戦略である「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。以下、「戦略」という。) や、これを踏まえた「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定) 等に基づきオープンデータの取組を進めてきたところである。

これまでの間、公共データの利用ルールの策定をはじめ、国の公共データを横断的に検索することを可能とするポータルサイト (データカタログサイト) の整備、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの公表等、公開面では一定の成果を挙げつつあるものの、更なる公開の促進に向けた課題もあるほか、今後は利活用面にも焦点を当てつつ、効果的かつ効率的なオープンデータの推進が求められているところである。

地方、我が国の喫緊の課題でもある地方創生に向けた取組の一環として、IT 戦略本部の下に設置された「地方創生 IT 利活用推進会議」においても、地方創生の観点からのオープンデータの普及促進の在り方について、同会議でとりまとめられた「地方創生 IT 利活用推進プラン」にも重点項目の一つとして盛り込まれたところである。

このような状況を踏まえ、以下のとおり、我が国のオープンデータの今後の新たな展開に向け、その基本的な考え方を示すとともに、重点的に取り組む事項を整理し、政府全体としてオープンデータの取組の加速化 (深める・広める・持続する) を図っていくこととする。

1. これまでのオープンデータの成果と課題

【国の公共データの公開】

国のオープンデータの状況を見ると、国のデータカタログサイト (試行版:平成25年12月公開、本格版:平成26年10月公開) に掲載されているデータセット数は平成27年5月末時点で約13,000となっており、日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改定) に掲げられたKPI (2015年度中に世界最水準の



¹ 例として、横浜市オープンデータソリューション推進委員会 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/odp/>) や市民局の九州 IT 局 ITS 利活用推進協議会 (<http://its-japan.com/>) などの事例がある。

地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの概要①

0. ガイドラインの位置付け

スマートフォン、タブレット端末、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及等を背景に、多種多様な情報を相互に連携させて新たな価値を生み出すことが期待されている。

地方公共団体が保有する公共データが、利用しやすい形で公開されることが求められている

地域住民へのサービス向上

地域経済の活性化



地方創生

- 先進的にオープンデータに取り組んでいる地方公共団体はあるものの、全体としてはまだ一部である。
- 本ガイドラインは、地方公共団体がオープンデータの取り組むにあたっての参考となるよう策定したものである。

1. 地方公共団体におけるオープンデータ推進の意義

国が掲げるオープンデータ取組の意義

1. 経済の活性化、新事業の創出
2. 官民協働による公共サービス（防災・減災を含む。）の実現
3. 行政の透明性・信頼性の向上

地方公共団体においては
地域の課題を解決する
という視点が重要

優先的に
取り組むテーマ

地域課題：「人口減少、少子高齢化」、「防災、災害計画」、「まちづくり、産業雇用創出」

住民の関心：「医療、福祉」、「税金、暮らし」、「防災」、「交通情報」

- 他の地方公共団体のデータとの組み合わせが容易になれば、相乗的な利用価値の向上が期待できる。

地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの概要②

2. 取組体制等

(1)オープンデータ推進に関する取組体制

- 部署横断的な企画・政策の担当部署がオープンデータ推進を担当する体制整備を検討する。もしくは、まず情報通信技術（IT）に知見のある情報担当課がオープンデータ推進を兼務することから始める。

(2)国との連携

- 国のデータカタログサイト DATA.GO.JP の活用、ニーズ調査、利活用のアイデア、推進する上での課題、実証実験の実施等、密接に連携する。

(3)地方公共団体間の連携

- データ公開に係る業務の効率化、複数の地域を横断したデータの利活用の促進、行政サービスの向上について連携し、**成果を共有**する。
- 都道府県が域内の市区町村と一体で取り組むことで、取組効果を高める。

(4)民間団体、NPO、民間企業、教育機関との連携

- 住民や民間企業の**ニーズ把握**、**技術の活用**、**雇用の創出**、**人材育成**が期待できる。アイデアソン、ハッカソン等のイベントを通じて連携する等、オープンデータの利活用を**官民で連携して促進**する関係を作っていく。

(5)取組方針の策定等

- 各地方公共団体で取組方針を策定する。工程表（ロードマップ）、進捗チェックリストを作成し、定期的にフォローアップを行う。



地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの概要③

3. データ公開等に関する基本的な考え方

(1) データの公開の手法

既存Webサイト

府省や民間のデータサイト

オープンデータサイト（新設）

(2) 公開するデータの利用ルールの在り方

- 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示2.1 日本」(CC-BY) を推奨
- 国において、法令等に基づいて整備した台帳等のデータの、公表などの規定の有無や解釈の整理を行う。

(3) オープンデータとしてのデータ作成方法

- データ形式や分類方法を整える。共通語彙基盤、情報流通連携基盤共通API等の取組も参考にされたい。
- 人が読むための形式に加え、特定のアプリケーションに依存しない機械判読に適した形式とする。
- 検索等のため分類情報の付与（タグ付け）を行う（民間団体・NPOが推進する分類等を参考にされたい）。
- データの信頼性確保や改ざんリスクは、利用ルールによる禁止、元データの公開継続等に対応する。

(4) 情報公開制度との関係

- オープンデータとは異なるものであり、情報公開制度によりオープンデータが代替されるものではない。但し、公開請求の対象となることが多いデータは、行政事務の効率化の観点から、積極的に公開に取り組む。

地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインの概要④

(5)データ公開に関するその他の留意事項

- ア) データ整備の順序：まず公開済みデータをCC BYライセンスにする等、可能なことから順次対応する。
- イ) データの鮮度の維持と更新情報の通知：公開データは適時適切に更新し、利用者に速やかに通知する。
- ウ) インターネット利用者以外への配慮：コンピュータ等を日常的に使用しない等の住民へも、公開情報や二次情報が行き届くよう配慮する。（役所の窓口等での情報提供）

4. その他オープンデータの利活用促進のための環境整備

- Webサイトや広報誌を活用して、オープンデータの取組に関する一般市民の認知拡大を図る。テレビ、新聞等の公共メディア活用も有効。データ活用の事例があれば、併せて周知する。
- オープンデータの**ロゴの活用**等、認知向上の取組は国と連携しながら進めることが望ましい。



OPEN DATA JAPAN
シンボルマーク

5. 本ガイドラインの見直し

- 本ガイドラインは、地方公共団体の意見・要望、関連技術の発展等を踏まえ、随時、柔軟に見直しを行う。

新たなオープンデータの展開に向けて（概要）

- 我が国は「電子行政オープンデータ戦略」、「世界最先端IT国家創造宣言」等に基づきオープンデータを推進
 - これまでの間、
 - ・ 公共データの二次利用を可能とするルールの策定（2014年6月）
 - ・ データカタログサイトの整備（試行版:2013年12月、本格版:2014年10月）
 - ・ 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」の公表（2015年2月）等
- ⇒ データ公開面では一定の成果を挙げつつあるものの、今後は利活用面にも焦点を当てる必要あり

＜重点的に取り組む事項＞

＜データ公開の推進＞

- ✓ 政府のみならず、独立行政法人、公益企業等におけるオープンデータも推進
- ✓ 公開データ（データカタログサイト等）の質・量両面での拡充
 - ①従来のWeb中心からWeb非掲載データへの拡充
 - ②機械判読可能な形式のファイルや外国語データの比率向上
 - ③国際ランキング(19位)の向上に向けた取組強化（政府標準利用規約の見直し、評価項目の見直しの提案）
 - ④制度上の制約(要承認、有料等)が存在するデータの整理
 - ⑤KPIの見直しや各府省庁の目標設定
- ✓ 地方公共団体の取組への支援
 - ①民間有識者等の人材の派遣、横展開の支援（※地方創生IT利活用推進プランにも盛り込み）
 - ②自治体特有のデータ形式(タグ、分類等)の標準化
 - ③法令に基づき自治体が作成するデータの公開の可否が不明確なものの整理

＜データの利活用の推進＞

- ✓ 国内の取組
 - ①オープンデータの利活用の普及・啓発
 - ・活用事例の収集・情報提供（オープンデータ100の選定、開発者フォーラムの設置等）
 - ・横展開のためのオープンデータ伝道師の任命・支援
 - ②利活用に係る評価指標のあり方、KPIの項目や目標値の設定
- ✓ 国際展開の推進
 - ①アプリやシステム、ノウハウ等をパッケージ化し、アジア等へ発信
 - ②国際的評価指標（グローバルインデックス）づくりに参画、海外展開

＜今後のオープンデータの展開に向けた基本的考え方＞

- ✓ これまでの取組を継承しつつ、利活用を見据えた効果的・効率的な展開を図る必要
- ✓ 「課題解決型」のオープンデータの推進に発想を転換
- ✓ 府省庁の重要施策等の検討に当たっては、課題の発見（見える化）・解決の一手段としてオープンデータの活用可否を検討（政策決定過程にオープンデータをビルトイン化）
- ✓ このような発想の転換とともに、「重点的に取り組む事項」を整理し、政府一体となって取り組む

(参考) 世界最先端IT国家創造宣言及び工程表 改定 概要①

I. 基本理念

- 2013年 政府CIOの制度を創設し、「横串」を通す取組を開始し、「世界最先端IT国家創造宣言」策定
- 2014年 創造宣言を改定

⇒ **これまでの2年間と急速に進展するデジタル化を踏まえ、創造宣言を改定**

【現況】我が国は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」を三本の矢として、新たな経済対策（アベノミクス）に取組み、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた整備や投資等も相まって、将来への期待の高まりにより、回復基調に乗りつつある。一方、超高齢社会の到来に備え、労働人口の減少、社会保障給付費の増大、自然災害対策、社会インフラの老朽化等の課題解決が求められている。

1. 再生する日本の礎である情報通信技術(IT)の利活用

○成長戦略の柱として、ITを成長のエンジンに位置付けているところ、IT政策担当大臣の下、政府CIOを中心に省庁縦割りを打破し、「横串」を通す取組を推進している。この2年間で、IT利活用基盤の確立と利活用の推進に取組み、礎を着々と完成させつつある。

これまでの代表的な成果

- ・ 業務改革（BPR）を踏まえた政府情報システムの統廃合とクラウド化等の推進により、現時点で2021年度を目途に運用コストの約2割（年間約900億円）を削減（目標：3割減）、2018年度までに政府情報システム数の約6割を削減（目標：半減）の見込み
- ・ マイナンバー制度の円滑な導入に向けたシステム改修や、マイナポータルの機能・要件整備など、マイナンバー制度の利活用に資する取組の推進
- ・ 個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を推進するための個人情報保護法の改正法案を提出 など

2. 「真の豊かさ」の追求を通じ、世界の範たる課題解決型のIT利活用モデルの構築

- ITの進展、データ流通量の増大による、IoT(Internet of Things)、AI(Artificial Intelligence:人工知能)の時代へと変化している。
- セキュリティを確保しつつ、こうした技術を活用し、世界でも類を見ない「課題解決型IT利活用モデル」を構築することで、国民が実感できる「真の豊かさ」を実現する。

3. ITを利活用した課題解決に向けた4つの柱

○IT利活用の特徴である、標準化による汎用性・継続性の深化（横串展開）と、各種領域での革新性の誘発という視点から、次の4つの柱を中心に、IT利活用による目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な措置を講ずる

- ① IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会
- ② まち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
- ③ ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
- ④ 公共サービスがワンストップで受けられる社会

(参考) 世界最先端IT国家創造宣言及び工程表 改定 概要②

Ⅱ. 目指すべき社会・姿、Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

2020年までに世界最高水準のIT利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とし、以下の4本柱に取組む

※成長のエンジンであるITを利活用することで、政府の成長戦略である日本再興戦略に掲げる目標達成にも寄与

1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 ⇒ 目標:国・地方を通じたIT化を促すための制度整備

- 新たなIT利活用環境の整備 … [IT利活用を加速する新たな法制度の検討(新規)]
- IT利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し … [パーソナルデータ利活用環境の整備]
- 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 … [課題解決型のオープンデータの推進(新規)]

2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会 ⇒ 目標:地方の雇用創出と地域経済活性化

- 地方創生IT利活用促進プランの推進 … [情報共有基盤整備、RESASやSNS等を用いた情報分析・活用、政府CIOや成功経験者等によるIT人材派遣支援(新規)]
- 起業家精神の創発 … [地域ITスタートアップファンド創設、IT人材発掘等によるベンチャー企業等支援(新規)]
- 雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランスの実現 … [ふるさとテレワークの推進(新規)、ハローワーク業務・システムの見直しによる就職支援機能の強化]

3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

- 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現 ⇒ 目標:2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸 … [医療情報連携ネットワークの全国展開、医療・健康情報等の各種データの活用による健康増進や発症・重症化予防等]
- ITを利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開 ⇒ 目標:農林水産物輸出1兆円 … [農業情報創成・流通促進戦略の推進(AI農業の推進、鳥獣被害対策等の農業IT化の浸透等)]
- 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 ⇒ 目標:2020年代後半以降に完全自動走行システム試用開始 … [官民ITS構想・ロードマップ2015の策定、推進(高齢者等の移動支援、オリパラ競技大会に向けた最先端のITS構築等)]

4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

- マイナンバー制度の活用推進 ⇒ 目標:個人番号カードの普及 … [利活用範囲の拡大検討、官民手続等での個人番号カード利活用推進、ワンカード化の推進]
- 国・地方を通じた行政情報システムの改革 ⇒ 目標:自治体システムの運用コスト3割減等 … [IT総合戦略本部・eガバメント閣僚会議における、国・地方の行政のIT化・BPR推進の検討]

(参考) 世界最先端IT国家創造宣言及び工程表 改定 概要③

IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

1. 人材育成・教育

※世界最高水準のIT利活用社会を通じて、「情報資源立国」となるため、それを「けん引する人材」、「それを支える人材」、「享受して豊かに生活する人材」を育成

※政府におけるIT人材の育成を図るため、キャリアパスの明確化等を図る。

○けん引する人材、それを支える人材の育成

… [IT・データを活用した起業や新サービスの創出を担う先端人材の発掘・支援、プログラミング等のIT教育の推進]

○享受して豊かに生活する人材の育成

… [国民全体の情報利活用力向上、安心・安全な利用環境整備、指導者等の育成、確保]

2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保

※世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、膨大なデータを利活用できる、IoT時代に対応した環境整備を行う

○通信ネットワークインフラの整備

… [観光地や防災拠点等における無料公衆無線LANの整備(地方創生IT利活用促進プランにも記載)]

… [過疎地・離島等の条件不利地域での超高速ブロードバンド整備に取り組む地方公共団体への支援]

3. サイバーセキュリティ

○IT総合戦略本部、サイバーセキュリティ戦略本部及び国家安全保障会議が緊密に連携し、「サイバーセキュリティ戦略」及び年次計画に基づく具体的な施策を推進

○国民・社会を守るためのサイバーセキュリティ確保

… [政府機関等の対応能力の抜本的強化] 及び「システム効率化等による節減分のセキュリティ施策への振り向け」

… [マイナンバー制度のセキュリティ確保の徹底]

4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携

○IoT時代に対応する技術、超高速ネットワーク伝送技術、認識技術、情報弱者に配慮した技術のほか、防災・減災対策に有効なセンサ技術やロボット技術など、研究成果を迅速かつ的確にIT戦略と連携させることが必要であり、総合科学技術・イノベーション会議等と緊密に連携

V. 本戦略の推進体制・推進方策

- 本戦略・工程表に基づき、各府省庁はIT政策を実施し、世界最高水準のIT利活用社会の実現に邁進
- 各府省庁の取組みの「歯車」がかみ合い、力強く目標に向かって進むように、IT政策担当大臣の下、政府CIOが中心となって、以下の体制等により、俯瞰的かつ具体的に関与し、「横串」を通す調整を実施
⇒機敏にかつ適切にPDCAサイクルを推進し、スパイラルアップを目指す。

1. 本戦略のPDCAサイクル等の推進管理体制

- 政府CIOの司令塔機能の発揮（府省横断的な推進計画の作成等）
- IT総合戦略本部における推進管理体制

2. 目標・進捗管理における評価指標

- 本戦略が目指す社会・姿を適切に反映したKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を設定し、今後の重点化が必要な分野に対しては課題解決の加速化を進める。

3. 成功モデルの分析・展開

- 成功モデルの展開にあたっては、地域によって様々な事例があり、個々に分析が必要。一つの成功モデルは、その地域の実態や条件を踏まえた上で、成功モデルとして成り立つことから、何も手を加えずにその成功モデルをそのまま他地域に展開できないことに留意。

4. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開

- 持続的成長・発展に向けた危機感を官民挙げて共有し、国際競争力の抜本的強化策を早急に実行する。

- 全国各地でのIT利活用に係る**挑戦的な取組と全国への横展開を推進し、我が国の経済再生に貢献。**
- 変革意欲のある地域で、**産業活性化、生活の質の向上を図り、2020年までに「実感できる地方創生」を実現。**

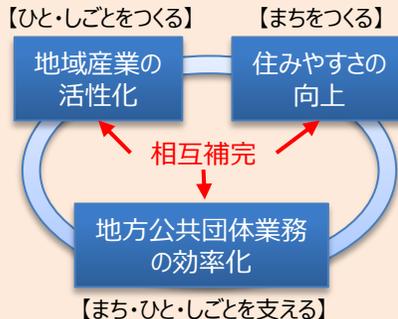
位置付け・目的

1. ITは地方が抱える課題解決に有効な手段

- ✓ ITは世代、地域を超えて、経済再生に寄与
- ✓ 地方公共団体、企業等へのITの導入促進
- ✓ まち・ひと・しごとの「地方版総合戦略」の策定・実行に寄与

2. 地方創生に向けた「まち・ひと・しごと」の好循環の確立

- ✓ 効率化等により、自ら人材と財源を確保し、推進。



3. 実感できる地方創生を実現

- ✓ 変革意欲を有する地域で、産業活性化、生活の質を向上
- ✓ 2020年までに「実感できる地方創生」を達成

基本的考え方

<3 + 3方針>

- ✓ **地方独自戦略の挑戦的な取組だけでなく、連携・横展開の重要性**

【地方公共団体等における3つの基本方針】

- ① 戦略性（地元の魅力、コンセプトづくり）
- ② 郷土性（地元の遊休資源の有効活用）
- ③ 連携性（地域を超えた連携）

【国の支援方針】

- ① 変革意欲のある地方公共団体への支援
- ② 持続可能な取組への支援
- ③ 挑戦的な取組と横展開への支援

国の重点的な取組

<地方創生IT利活用に向けた3本の矢> (別紙参照)

<情報共有基盤、ガイドライン等の整備>

- ✓ **地方間・国地方間の情報共有の場の創設と横展開の推進**
 - ・情報共有プラットフォーム、RESAS等、SNS活用等
- ✓ **取組事例、ガイドライン等の整備（導入の手引き）**
 - ・国・地方のIT利活用による行政サービスの質の向上（マイナンバー制度を含む）
 - ・国・地方のオープンデータとその活用の推進
 - ・分野別の取組事例の提示と支援施策（農業6次産業化、観光業促進等）他

<人材・産業活性化支援>

- ① **地方公共団体への人材支援**
 - 地方公共団体へのアドバイス、人材派遣等
- ② **ベンチャー・中小企業等への支援**
 - 地域ITスタートアップファンドの創設
 - 小規模事業者へのクラウド化支援等
- ③ **ワークライフバランス推進・コミュニティ支援**
 - 女性や高齢者等の活躍、働き方改革
 - 見守りによる地域コミュニティ活性化等

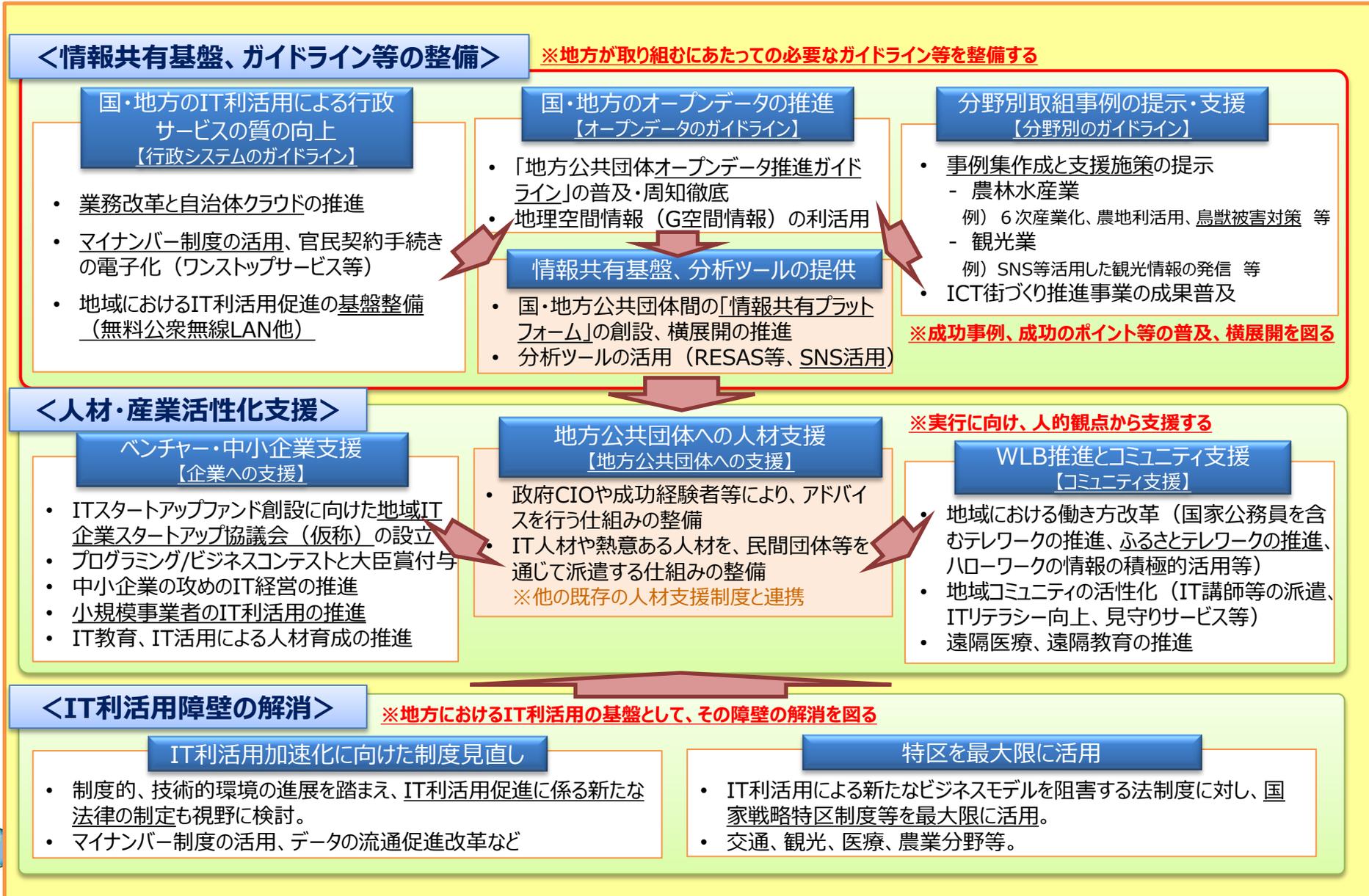
<利活用障壁の解消>

- ① **IT利活用加速化に向けた制度見直しの推進**
 - IT利活用社会の推進に向け、新たな法律の制定も視野に検討
- ② **特区制度を最大限に活用**
 - ITを利活用した新たなビジネスモデルへの対応（近未来技術実証に関する国家戦略特区制度等の活用）
 - ※交通、観光、医療、農業分野等

推進体制

- ・ 本プランの地方への周知、普及徹底
- ・ IT総合戦略本部でのPDCAサイクル

<地方創生IT利活用に向けた3本の矢>



課題

- 地方においてIT人材（データサイエンティスト等）が不足しており、積極的取組が推進出来ない
- 地方公共団体間の情報が共有されておらず、オープンデータの取組に関する先行事例・成功事例が利活用されていない



○人材の派遣・育成

⇒地域課題の解決等を推進するニーズに応える民間有識者等の人材の派遣、育成

○事例の横展開

⇒既にオープンデータに取り組んでいる地方公共団体の成功事例の横展開

IT総合戦略本部 地方創生IT利活用推進会議における「地方創生に資するIT利活用促進プラン」の検討と歩調を合わせ検討

地方公共団体の取組への支援①

■ 府省庁の所管法令等に基づいて、地方公共団体が保有している情報（1/4）

オープンデータとしての公開が可能なもの ①

項番	情報の名称	保有主体	根拠法令	所管府省庁	留意事項
1	各NPO法人情報（事業報告、役員名簿、等）、NPO法人の設立、解散等に係る申請書類 等	都道府県	特定非営利活動促進法	内閣府	個人情報が含まれる場合は要除外
2	交通情報	都道府県 公安委員会	道路交通法	警察庁	
3	保管車両一覧簿、保管積載物一覧簿、保管損壊物等一覧簿、保管工作物等一覧簿、保管転落積載物等一覧簿	警察署長	道路交通法	警察庁	使用者等が判明しない場合に公表している
4	貸金業者の監督処分等の公告	都道府県	貸金業法	金融庁	所管庁は可否不明との回答だがニーズ高い
5	地域防災計画データ	都道府県	災害対策基本法	総務省	
6	旅券関係の各種申請書、証明書等の様式、発給手続き関連情報、旅券関係統計	市町村	旅券法	外務省	
7	・林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想	都道府県	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	農林水産省 林野庁	
8	林業労働力の確保の促進に関する基本計画	都道府県	林業労働力の確保の促進に関する法律	農林水産省 林野庁	

従前より内閣官房IT総合戦略室が把握している情報と平成27年3月各府省庁照会の結果を整理したもの

地方公共団体の取組への支援②

■ 府省庁の所管法令等に基づいて、地方公共団体が保有している情報（2/4）

オープンデータとしての公開が可能なもの ②

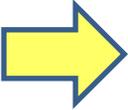
項番	情報の名称	保有主体	根拠法令	所管府省庁	留意事項
9	特定漁港漁場整備事業計画	地方公共団体	漁港漁場整備法	農林水産省 水産庁	
10	漁港台帳	地方公共団体	漁港漁場整備法、 同法施行規則	農林水産省 水産庁	
11	特定漁港施設の運営の事業認定内容	地方公共団体	漁港漁場整備法 施行規則	農林水産省 水産庁	
12	漁港管理者が保管した工作物等一覧簿	地方公共団体	漁港漁場整備法 施行令	農林水産省 水産庁	
13	自転車等の駐車対策に関する総合計画	市町村	自転車法	国土交通省	
14	県知事登録旅行業者一覧	都道府県	旅行業法	国土交通省	
15	道路台帳（都道府県道、市町村道）	地方公共団体	道路法	国土交通省	
16	洪水ハザードマップ	市町村	水防法	国土交通省	
17	公共下水道台帳	市町村	下水道法	国土交通省・環境省	
18	都市下水路台帳	市町村	下水道法	国土交通省	
19	ボーリングデータ	市町村	・情報の整備を義務 付ける法令はない	国土交通省	

地方公共団体の取組への支援③

■ 府省庁の所管法令等に基づいて、地方公共団体が保有している情報（3/4）

オープンデータとしての公開が可能なもの ③

項番	情報の名称	保有主体	根拠法令	所管府省庁	留意事項
20	都市計画基礎調査	都道府県	都市計画法	国土交通省	
21	生物多様性地域戦略	都道府県及び市町村	生物多様性基本法	環境省	
22	生物多様性モニタリング調査	都道府県及び市町村	根拠法令なし	環境省	
23	基金造成費に係る事業内容等	市町村	・防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法	防衛省	
24	基金造成費に係る事業評価書	市町村	・防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律	防衛省	

- 
- ・オープンデータの候補になる情報として地方公共団体に伝達
 - ・上記以外の事例が発生した場合は内容精査の上、判断

地方公共団体の取組への支援④

■ 府省庁の所管法令等に基づいて、地方公共団体が保有している情報（4/4）

オープンデータとしての公開に際して検討が必要なもの

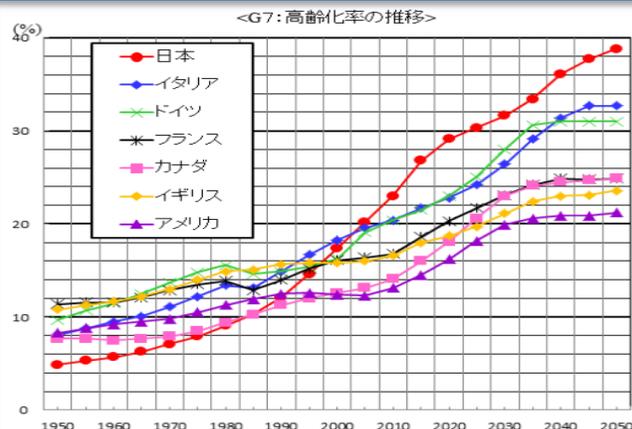
項番	情報の名称	保有主体	根拠法令	所管府省庁	留意事項
1	路外駐車場設置届出書	都道府県および市	駐車場法	国土交通省	法令に公開等の規程なし
2	特定路外駐車場設置届出書	都道府県および市	バリアフリー新法	国土交通省	
3	道路占用許可申請書（都道府県道、市町村道）	地方公共団体	道路法	国土交通省	
4	都市公園台帳	地方公共団体	都市公園法	国土交通省	
5	道路工事施工承認申請書（都道府県道、市町村道）	地方公共団体	道路法	国土交通省	
6	電線共同溝占用許可申請書（都道府県道、市町村道）	地方公共団体	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	国土交通省	
7	橋梁台帳（都道府県道、市町村道）	地方公共団体	道路法	国土交通省	

➡ **・類型を精査し、個別に検討**

我が国の社会構造（超高齢社会の到来）

■ 日本は主要先進国の中で高齢化率とそのスピードが最も速い

G7各国の高齢化率の推移（1950年～2050年）



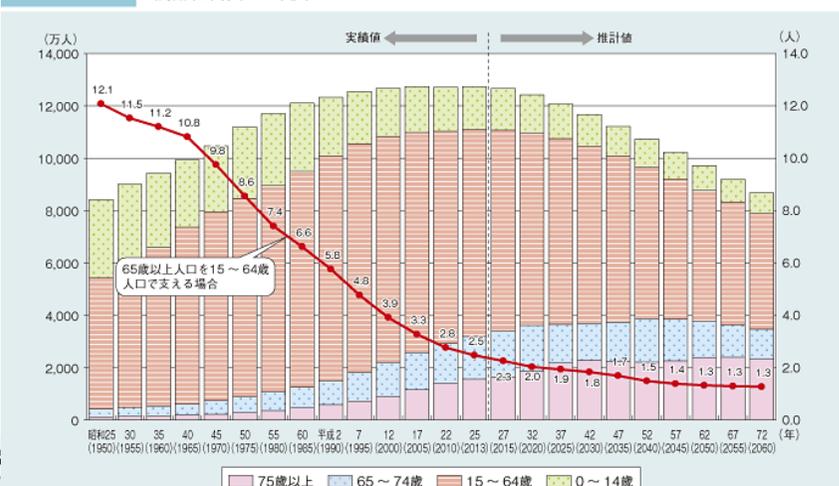
1980年代半ばより、日本は他国より速い高齢化スピードで推移。2000年代初頭には、先進国内で最も高齢化率の高い国に。
5年後の2020年には、全国民の1/3が高齢者になると推測されている。

※総務省「ICT超高齢社会構想会議報告書」（国際連合“World Population Prospects:The 2012 Revision”）より。
高齢化率は65歳以上人口の割合。

■ 高齢者率の増加に伴い、高齢者1人を支えるために必要な現役世代の人数は減少（＝負担増）している

日本の人口構成の推移と高齢者1人を支える現役世代の人数(1950(昭和25年)～2060(平成72年))

図1-1-3 高齢世代人口の比率



高齢者1人を支えるために必要な現役世代の人数。

- 平成27（2015）年
高齢者1人に対して現役世代（15～64歳）**2.3人**
- 平成72（2060）年
高齢者1人に対して現役世代（15～64歳）**1.3人**



資料：2010年までは総務省「国勢調査」、2013年は総務省「人口推計」（平成25年10月1日現在）、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

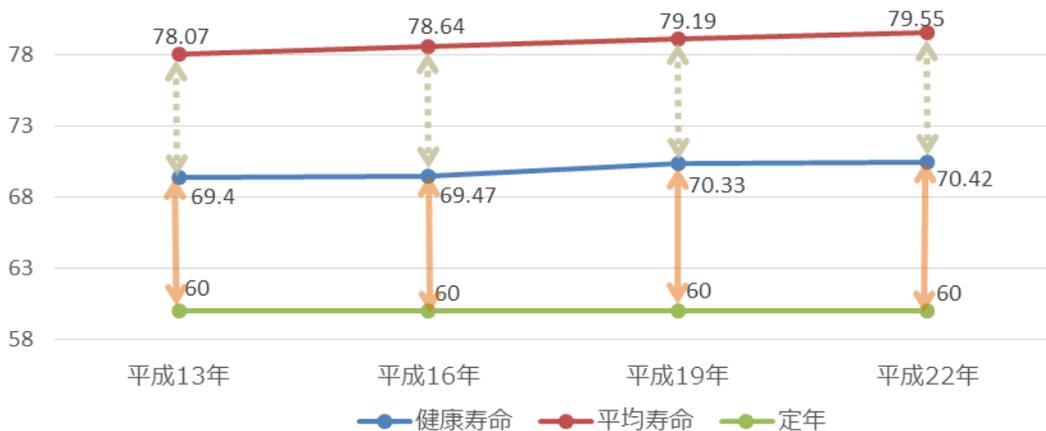
※内閣府 高齢社会白書より引用

高齢者層の構造（平均寿命と健康寿命）

■ 男女ともに平均寿命と健康寿命の間、および定年（60歳）と健康寿命の間には10歳前後のギャップがある

平均寿命と健康寿命の推移(2001(平成13年)~2010(平成22年))

健康寿命と平均寿命の推移（男性）



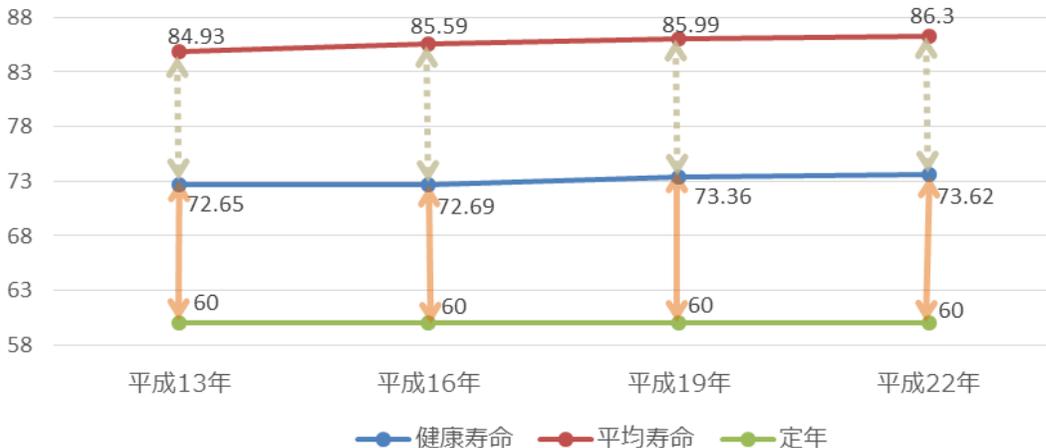
男性の場合

健康寿命・平均寿命共に微増傾向。
定年（60歳）と健康寿命の間は約10歳、健康寿命と平均寿命の間も約10歳前後で推移している。

女性の場合

健康寿命・平均寿命共に微増傾向。
定年（60歳）と健康寿命の間は約13歳、健康寿命と平均寿命の間も約13歳前後で推移している。

健康寿命と平均寿命の推移（女性）



健康寿命とは

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
WHOが2000年に公表。平均寿命から介護（自立した生活ができない）を引いた数が健康寿命。

平均寿命とは

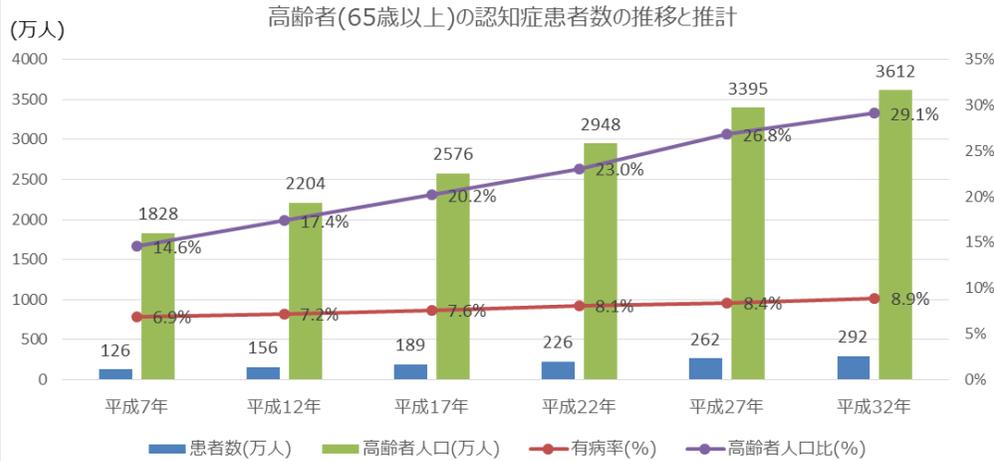
寿命の平均。この場合の寿命とはいわゆる「天寿」ではなく、死因にかかわらず生まれてから死ぬまでの時間。

※厚生労働省「簡易生命表」および「完全生命表」と、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」より引用

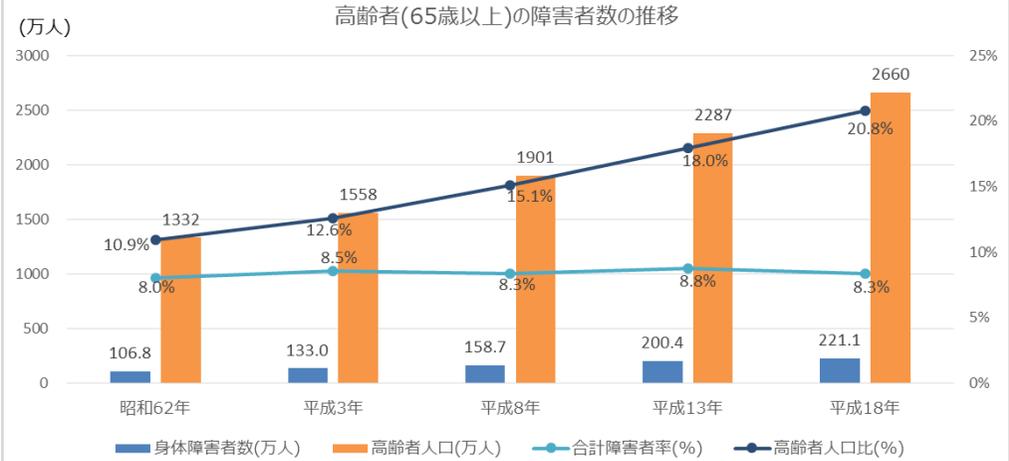
高齢者層の構造（高齢者の健康状況）

高齢者の認知症患者数、障害者数、入院患者数

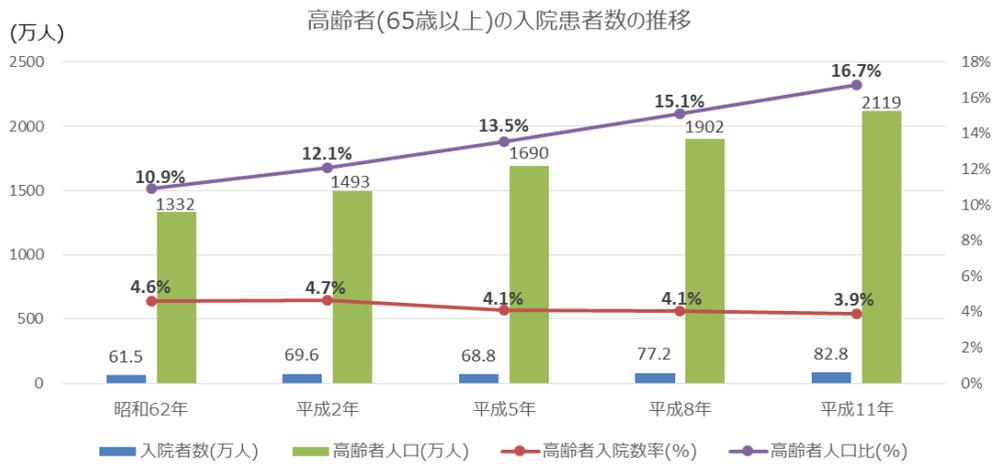
高齢者の認知症患者数



高齢者の障害者数



高齢者の入院患者数

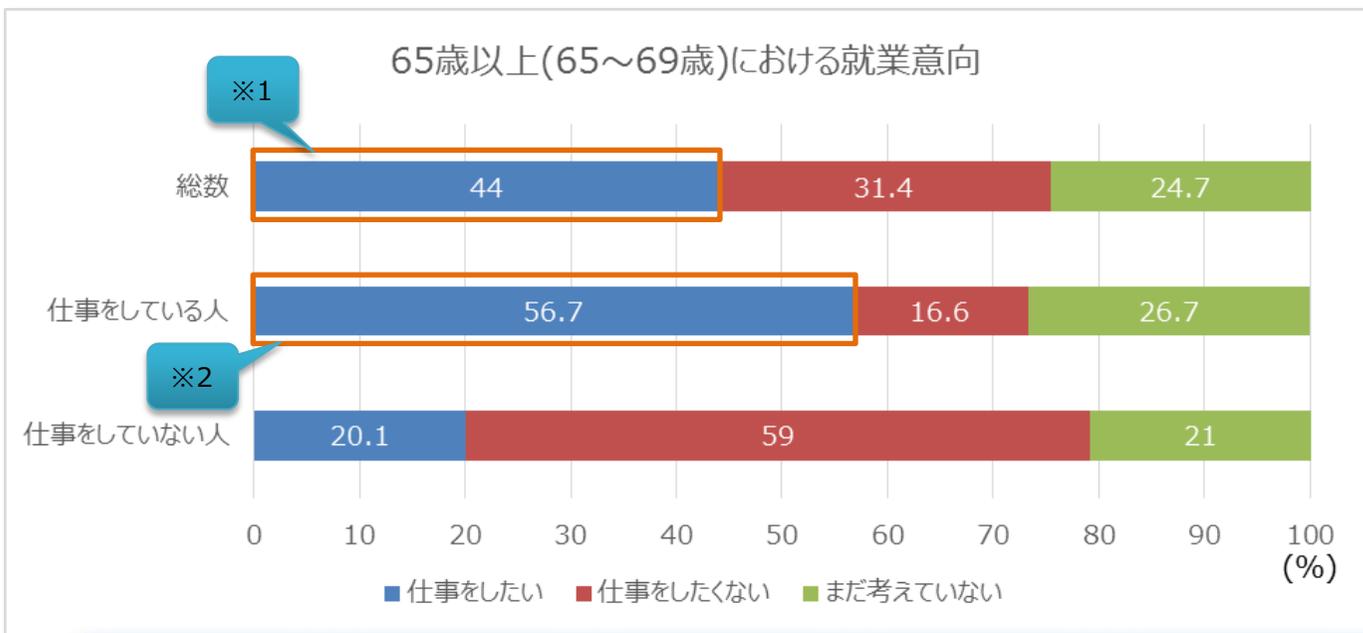


認知症患者数約（9%）＋障害者数（8%）＋入院患者数（4%）は全体の21%。
健康寿命が向上することで、この21%の就労機会が増え、高齢者全体の就業率の向上に繋がることが期待される。

それぞれのデータは調査時期は別。
障害者数は、「身体障害者、知的障害者、精神障害者の合計数」。

高齢者層の構造（高齢者の就労意欲）

高齢者の就業意向



高齢者の就業意向

- 65~69歳のうち半数近くの44%(※1)が就労意欲あり。
- 現在仕事をしている高齢者のうち、半数以上となる56.7%(※2)は仕事を続けたいと希望。
- 仕事をしていない人のうち59%は、引き続き仕事をしたくないと回答しているが、貯蓄や年金等により金銭的な余裕があることも理由の一つとして推測される。将来的にはお金の無い人々が高齢者入りすることにより、この率も変化してくると思われる。

一方、定年後の熟練技術者の海外流出が国際競争力の低迷要因。
→韓国、中国の電気・製造業の企業が採用。（総務省の資料より）



例えば・・・（高齢者層の再活躍の場の醸成）

IT

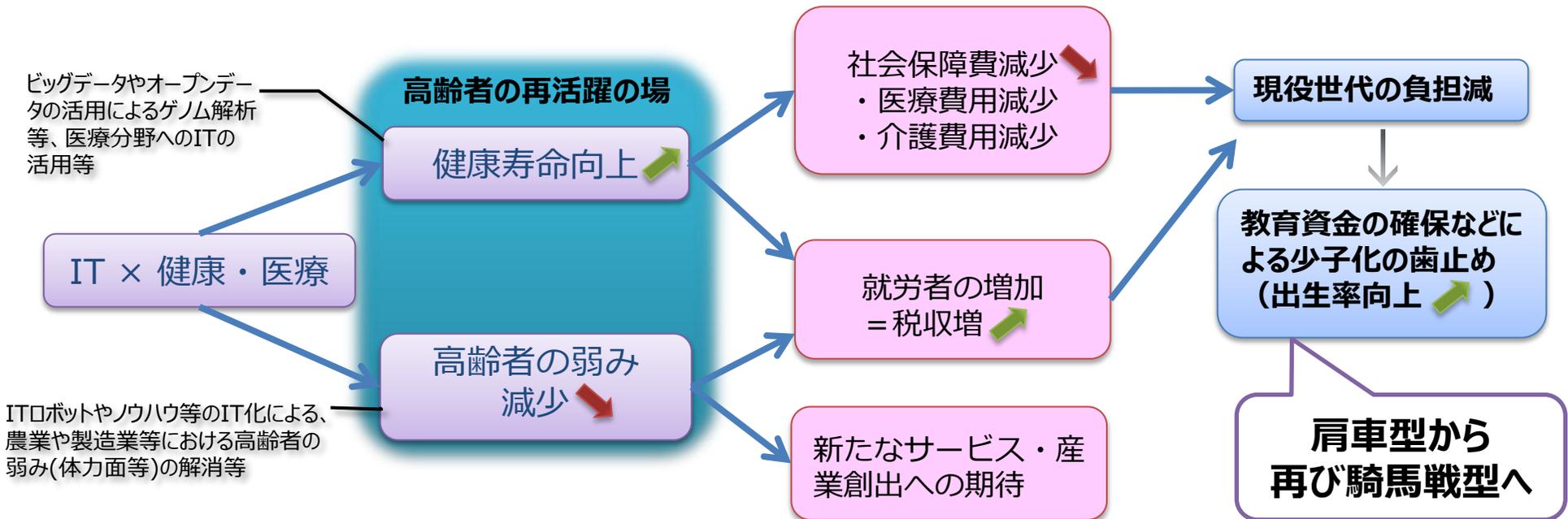
×

健康・医療等

=

高齢者の再活躍

■ 健康・医療対策の進歩とITの活用により、さらに活躍できる高齢者層の増加



ITを活用した世界初の超高齢化社会に対応したモデルの構築



ご清聴ありがとうございました。